4．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1899号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成24年11月９日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成24年５月９日
関東財務局長　居戸　利明

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
1．供託者の商号　日綜コミュニティ株式会社
2．住所　東京都港区新橋１―８―３
3．代表者の氏名　代表取締役　原　　旭
4．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1919号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成24年11月９日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて近畿財務局理財部証券監督課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成24年５月９日
近畿財務局長　池田　篤彦

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
1．供託者の商号　K・B・C株式会社
2．住所　東京都新宿区西新宿７―２―６西新宿Ｋ１ビル５階（旧住所：東京都新宿区荒木町15番地）
3．代表者の氏名　代表取締役　樺山　誠治
4．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2263号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成24年11月９日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成24年５月９日
関東財務局長　居戸　利明

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
1．供託者の商号　株式投資研究会アップサイド
2．住所　京都府京田辺市花住坂一丁目16番地９
3．代表者の氏名　岩城　　伸
4．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
5．上記の者（登録番号近畿財務局長（金商）第65号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成24年11月９日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて近畿財務局理財部証券監督課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成24年５月９日
近畿財務局長　池田　篤彦

前払式支払手段発行者の発行保証金に係る配当表公示

資金決済に関する法律施行令第11条第５項の規定により次のように公示する。
1．前払式支払手段発行者の商号　フジノ石油株式会社
2．代表者の氏名　代表取締役　藤野　雅士
3．住所　滋賀県東近江市五個荘竜田町254番地
4．配当表
⑴　権利の実行の対象となる発行保証金の額
11,351,802円　①
⑵　発行保証金の還付手続きに要した費用
197,040円　②
うち　官報公示費用　72,030円
証明書郵送費用　125,010円
⑶　配当の対象となる額（①－②）
11,154,762円
⑷　権利の実行に係る申出等の総額
16,785,969円
⑸　申出者等の人数　1,389人
⑹　配当の割合　66.45％
※資金決済に関する法律施行令第11条第９項の規定による還付手続きに要した費用（上記②）については歳入徴収官近畿財務局総務部次長に支払うこととする。
平成24年５月９日
近畿財務局長　池田　篤彦

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成24年５月９日
北海道開発局長　高松　　泰
1　処分をした年月日　平成24年４月18日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社アーバンヤマイチ　小島　和彦　北海道札幌市中央区北３条西23丁目１番30号　国土交通大臣許可（般―23）第24218号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年３月16日付けで建設業法第12条（同法第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成24年５月９日
北海道開発局長　高松　　泰
1　処分をした年月日　平成24年４月18日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社廣野組　中谷　　登　北海道旭川市４条通10丁目左10号　国土交通大臣許可（特―23）第16号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年４月２日付けで建設業法第12条（同法第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。
平成２４年（家）第４００２９号
横浜市瀬谷区相沢７丁目22番地の３
申立人　渡邊　義志
本籍横浜市緑区寺山町245番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所横浜市緑区、死亡年月日推定平成23年12月28日、出生の場所横浜市中区、出生年月日昭和８年７月20日、職業無職
被相続人　亡　渡邊　静子
事務所横浜市中区太田町１―９　神奈川県興業ビル４階
相続財産管理人　弁護士　髙橋　瑞穂
横浜家庭裁判所
平成２４年（家）第５２５６号
新潟県柏崎市中央町５番50号
申立人　柏崎市長　会田　　洋
本籍新潟県柏崎市大字笠島740番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所新潟県柏崎市、死亡年月日平成23年２月８日、出生の場所新潟県刈羽郡荒浜村、出生年月日昭和23年７月30日、職業無職
被相続人　亡　黒﨑フミ子
新潟県柏崎市米山台５丁目３番15号、事務所新潟県柏崎市栄町４番23―102号
相続財産管理人　佐藤　健一
新潟家庭裁判所長岡支部